

Q&A 先月の技術相談から

木製遊具製造における法的規制等について

Q: 公園用の木製遊具を新規に開発・製造したいのですが、構造や仕様に法的規制等がありますか？

A: 木製、金属製等、素材を問わず、公園に設置される遊具の構造や仕様に対して、法律による規制はありません。しかし、2008年8月、国土交通省は、子どもの遊びの特性や遊具に係わる事故などを踏まえ、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」を公園管理者などへ通知しました。

また、同年、社団法人日本公園施設業協会は、「子どもにとっての『遊びの価値』を尊重し、重大事故を予防する」という観点から、国土交通省の指針に沿った形で、「遊具の安全に関する規準・JPFA-S:2008」を策定しました。中身は、遊具の安全に対する基本的な考え方から、敷地と遊具の配置、遊具周りの安全性の確保、設計、強度、使用する材料など多岐にわたって解説されています。

遊具を新規に開発・製造する場合には、この「JPFA-S:2008」の参照をお勧めします。「JPFA-S:2008」には具体的で参考になる事例が多く掲載されており、現在、日本国内で製造販売されている公園遊具の多くがこの規準を満たす形で作られているからです。ただ、「JPFA-S:2008」は、あくまでも同協会の会員向けに公開した法的拘束力を持たない「推奨規準」ですので、全ての規準を当てはめる必要はなく、「共通の資料」として、必要部分を上手に活用することが望めます。

もう一つの流れとして、2007年、遊具使用中の負傷事故が目立っていたことを受け、遊具の安全性向上のためのJIS（日本工業規格）制定を検討する「子どもの遊具・服装に関する安全規格検討委員会」が産業技術総合研究所を事務局として発足しています。最初の会合から4年が経過しており、どのような規格が示され、安全性がどのように確保されるのか、今後が期待されるところです。

公園遊具に関しては、1990年代後半から2000年代前半にかけて設置されたものが老朽化し、安全面から使用停止となる事例が増加しています。遊具の補修・更新は緊急を要する全国的な課題ですが、各自

自治体においては財政事情から公園の維持管理予算が縮小され、十分な対応が出来ていないのが現状です。

国はこうした問題に対して、2009年度～2013年度の5年間、公園施設の改築や更新に補助をする「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」を実施しています。これにより、耐用年数が長くメンテナンスコストの小さい遊具が優先的に選択されることとなり、劣化診断や部材交換が容易な、より安全な新しい遊具の普及が進んできています。

さて「木製遊具」といえば、他の遊具部材と比較して耐久性やメンテナンス性の低さが指摘され、各自治体からそれらの課題を解決するための新たな技術開発が求められています。

林産試験場では、木製遊具の支柱脚部に金具を用い安全性の向上と部材交換を容易にすることで長寿命化を図った「木製ハイブリッド遊具」を開発するなど、子供たちが木製遊具を使用する上での安心・安全性の向上を図る研究を進めています。この「木製ハイブリッド遊具」は旭川市内の保育園に2010年に設置され（写真1, 2）、腐朽状況や劣化診断、メンテナンス性などの検証を進めています。



写真1 支柱脚部の金具



写真2 木製ハイブリッド遊具

(性能部 居住環境グループ 小林裕昇)